

勸善懲惡錦面圖解

第卅三號

編輯者 藤井克三

大阪北濱三丁目中橋筋南八斤園養玄と云
 醫師がみて天満の何某者者五十五円用立
 一は期月過ても返済せし無標又月限を延べ
 証文を改事三度及べりりも借手断の
 してて今一度まはの宥免は下され
 其時返済の事能はば妻を娼妓と
 して返済せしと堅く拒言をせせよ
 早くも其期に至るとも返済せし
 ようて養玄も此度平常より力方不至り
 再三の違約と大に憤りし借手も今言葉も
 つきあし、妻を賣上定まり然る養玄ハ
 二女の子を見て曰今内義を娼妓と
 せし此雅女の養育ハいかにせしやと
 問ふ夫迫ハいかに考へむと香か
 養玄又曰然らば此女子と拙者ハ
 妻不貫ひ受結納して金五十円送る
 地きを以て濟方せし又十五歳迄其元不
 預け置、其養ハ利金と以てナレ、若成長
 の後、我妻ハ成事を望まざば此五十円ハ
 十年間の利足と付て返せし」とてその
 約定の証書と取て允の証文ハ返し」とぞ



画圖

藤井克三

此養玄先生
 廿余歳にして
 二女の小兒と
 婚姻ハ実
 一語ナシ
 也

出版所

本町四丁目
 藤井時習舎